## 航行不能航空機の撤去作業に関する同意書

対馬空港(以下「空港」という。)の使用に際して、航空機が滑走路上等において航行不能の状態に陥った場合の対応について、以下の事項に同意します。

- 1. 原則として、航行不能航空機の撤去又は移動(以下「撤去等」という。)は運航者又は所有者(以下「運航者等」という。)の責任により行うこと。また、撤去等については空港運用への影響を考慮し、速やかに実施すること。
- 2. 撤去等については、あらかじめ空港管理者と調整し提出した「運航者撤去作業計画」に基づき行うこと。ただし、空港管理者があらかじめ策定した「運航者撤去作業計画」に基づき撤去等することについて、運航者等があらかじめ同意する場合は、当該計画を運航者等が提出する「運航者撤去作業計画」に代えることができる。
- 3. 撤去作業の見通し等に関する情報について、速やかに空港管理者等関係者に通知すること。
- 4. 上記の他、航空機撤去に必要な事項について、空港管理者又は空港管理者が指名する撤去作業 調整者の指示に従うこと。
- 5. 撤去等に関連して生じた費用(撤去した航空機を保管(借り置き)する土地や施設の使用料、空港機能に損害を生じた場合の現状復帰に係る経費等を含む)について負担することとし、空港管理者の指定する期日までに指定の方法により支払うこと。
- 6. 航行不能航空機を撤去する責任は一義的に運航者等が有するものであるが、空港管理者は、運航者等の航行不能航空機撤去能力の不足等により支援要請があった場合、運航者等が航行不能航空機の撤去の見通しを立てるまでに相当の時間を要する場合等であって、状況を総合的に考慮し、空港運用に甚大な影響を及ぼすと判断される場合には、空港管理者自ら航行不能航空機撤去作業又は当該機撤去に関する支援を行うことができる。

運航者等は、必要に応じ撤去作業の全部又は一部を空港管理者に依頼することができるが、その場合は以下の事項に同意すること。

- (1) 空港管理者が撤去等を行う場合は、第三者に撤去作業や資機材の提供及び人員の手配を依頼することがあること。
- (2) 空港管理者、第4項に規定する撤去作業調整者又は前号に規定する第三者(以下「空港管理者等」という。)が行った撤去作業若しくは指示に基づく作業並びに撤去に使用した資機材等の使用により生じた費用(機材借上賃、機材損料、役務費、運搬費等を含む)について負担することとし、空港管理者等が指示する方法により支払うこと。なお、空港管理者等は立替払いしないことを基本とする。
- (3) 空港管理者等が行った撤去作業又は指示に基づく作業によりやむを得ず生じた損害については、一切の請求を行わないこと。ただし、空港管理者等の故意又は重大な過失による場合はこの限りでない。
- (4) 空港管理者等が行った撤去作業により負傷者が発生した場合における、運航者等の指示その他の行為についての故意又は過失が負傷者発生の原因であることを理由とする運航者等に対する損害賠償請求を妨げないこと。

- (5) 運航者等は撤去作業を空港管理者等に依頼する場合においても、最善の協力を行うこと。
- 7. 上記の履行について、運航者等が撤去等の見通しを立てるまでに相当の時間を要するなど、滞留旅客や気象状況等を総合的に考慮し、空港運用に甚大な影響を及ぼすと空港管理者が判断した場合には、運航者等からの依頼によらず空港管理者が運航者等に通告した上で、撤去等を行う場合があること。なお、その場合に生じる費用負担等については上記6.に従う。
- 8. 上記事項の履行に際して障害が生じないよう、運航者等は必要に応じ、あらかじめ保険会社との間で調整を行うこと。
- 9. 空港管理者が運航者等による本同意書の履行に疑義があると判断した場合には、当該運航者等に対して空港の使用の停止その他必要な措置がとられること。
- 10. 本同意書に定めのない事項又は本同意書の解釈について疑義が生じた場合は、誠意をもって協議に応じ、速やかに解決を図ること。

	年	月	日		
運航者等名					
署名又は記名:					